

令和元年度第1回富里市国民健康保険運営協議会会議録

招集年月日	令和元年5月16日(木)		
招集の場所	すこやかセンター2階会議室2		
開会・閉会の時間	開会 令和元年5月16日 14時00分 閉会 令和元年5月16日 14時15分		
◎会長 ○会長職務代理	氏名	出欠等の別	届出の有無
	◎林田 美恵子	○	
	○小沼 綾子	○	
	加藤 雅子	○	
	綿貫 文雄	欠	有
	田中 章三	○	
	葛西 直子	○	
	我妻 道生	○	
	内田 啓二	○	
	麻野 邦子	○	
会議録署名委員	林田 美恵子		
説明のため出席した者の職氏名	国保年金課長	甲田 修巳	
	国保年金課副主幹	大塚 謙二	
	国保年金課主査	神林 芳昭	
職務のため出席した者の職氏名	健康福祉部長	尾崎 正尚	
会議に附した事件	別紙のとおり		
会議の経過	別紙のとおり		

令和元年度第1回富里市国民健康保険運営協議会会議次第

日 時 令和元年5月16日(木)

午後2時～

場 所 すこやかセンター2階会議室2

1 開 会

2 市長あいさつ

3 議題

専決処分の承認を求めることについて

(1) 富里市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

4 その他

5 閉 会

次第3

議題 専決処分の承認を求めることについて

(1) 富里市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

(事務局) 本件につきましては、富里市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきまして、議会を召集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定により、平成31年3月31日に専決処分を行ったものでございます。

今回の改正は、第24条のみで、被保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減する所得判定基準について改めたものでございます。

被保険者均等割額及び、世帯別平等割額を軽減する所得判定基準について、5割軽減の対象になる世帯につきましては、被保険者の数に乗すべき金額を27万円5千円から28万円に、2割軽減の対象になる世帯につきましては、50万円から51万円に改めるものでございます。

本改正は、平成31年4月1日の施行で、平成31年度の国民健康保険税から適用となります。

改正による影響は平成31年3月末時点の所得判定基準を置き換えて比較しますと、5割軽減では、被保険者数106名、世帯数40世帯、均等割額1,623,000円、平等割額654,000円とそれぞれ増加が見込まれ、2割軽減につきましては、軽減対象外から2割軽減への対象となる方があるものの、2割軽減から5割軽減への移行により、それぞれ減少が見込まれます。

全体としての影響額は均等割額で約1,064,000円、平等割額で451,000円、合計で約1,515,000円、軽減額が増となる見込みです。

(賛成全員により承認)

次第4

その他

(事務局) 次回の会議の開催予定は8月8日と考えております。
日程が決まりましたら通知をいたします。

(14時15分)

・・・・・・会議終了・・・・・・